

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 川口 延良

年 月 日	令和2年4月22日他				
表題と発行部数	川口のぶよし県政報告 5,000部				
対象者	天理市内				
配布方法	郵送 ポスティング				
発行目的	新型コロナウイルス感染症対策の広報				
按分率の説明	100% すべて政務活動				
内容	新型コロナウイルス感染症対策の 支援金・給付金等の一覧				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷・封入	HIRO プ ランニ ング	600,600	5000部	5
	調査費	あおば綜 合社労士 事務所	10,000円		4
	郵送費		776,688円	4,436通	8
		※100%充当	合計	1,387,288円	
備考	添付資料：広報誌等				

注 発行した広報紙を添付してください。

Tel: 090-5362-6595

Fax:

No. S00595

奈良県議会議員 川口のぶよし

川口延良

様

2020年 4月 30日

お客様番号 0036

HIRO プランニング
 廣田量恒
 〒633-0061
 奈良県桜井市上芝生6-19-25
 TEL. 0744-44-8511 FAX 0744-44-5572
 担当者:



下記の通り御請求申し上げます。

今回御請求額 ¥600,600

税抜合計	546,000	消費税額	54,600
------	---------	------	--------

--	--	--

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
冊子	5,000	部	65	325,000	
挨拶状	5,000	部	6	30,000	
封筒	5,000	部	25	125,000	
宛名シール	1	式	30,000	30,000	
封入作業料	1	式	36,000	36,000	

南都銀行		小計	546,000
------	--	----	---------

ヒロプランニング ヒロタカズヒサ

〒632-0055
 奈良県天理市遠田町429

納品書

Tel: 090-5362-6595 Fax:

No. N00624

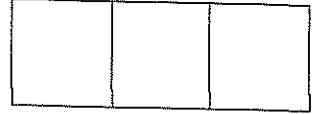
奈良県議会議員 川口のぶよし

川口延良 様

2020年 4月 30日

お客様番号 0036

HIROPラビコング
 廣田量博
 〒633-0061
 奈良県桜井市上之庄6-19-23
 TEL. 0744-445511 FAX 0744-445518
 担当者



下記のり納品致しましたのでご査収下さい。

品名	数量	単位	単価	金額	備考
冊子	5,000	部	65	325,000	
挨拶状	5,000	部	6	30,000	
封筒	5,000	部	25	125,000	
宛名シール	1	式	30,000	30,000	
封入作業料	1	式	36,000	36,000	

税込 546,000 税額 54,600 合計 ¥600,600

川口のぶよし県政報告（補助金一覧）

ごあいさつ

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方、ご家族・関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、最前線でご自身の感染リスクを顧みず日々奮闘されている医療従事者をはじめ、感染拡大防止に日々ご尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が広がる中、ウイルスそのものに関する心配だけでなく、仕事、金銭的な状況、学校の休校など先行きが見えにくい不安な日々を過ごされていると思います。

今回は、すでにご承知のこととは存じますが、“一定の条件を満たせば”受け取れる様々な制度があります。自ら情報を取得し、申請しなければ活用出来ないものも多くあり参考資料にしていただければ幸いです。

引き続き皆様には、感染リスクとなる、密閉、密集、密接の「3密」を徹底的に避け、週末や夜間の外出、県外への不要不急のお出かけを控えていただくとともに、手洗いや消毒、咳エチケットについてもご協力をお願いいたします。

皆様のご健康をお祈りし、一助とされますよう努めて参ります。

新型コロナウイルス

支援金・給付金・助成金・融資

活用一覧表



2020年4月25日現在

※資料の内容は随時更新されますので、最新の情報をご確認ください。

目 次

◆新型コロナウイルス相談や受診の流れ	2
◆県民向け電話相談窓口について	3
◆収入が大きく減った	
○ 持続化給付金	4
○ 傷病手当金	4
○ 生活福祉資金貸付制度	5
○ 無利子・無担保の融資	5
○ 公共料金の支払いは先延ばしが可能	6
○ 納税の猶予や減免	6
○ 休業手当	7
雇用調整助成金の更なる拡充について	8
◆仕事を失った	
○ 生活福祉資金貸付制度	9
◆子どもが休校で働けない	
○ 学校等休業助成金・支援金	10
◆ 補足資料	11~16
◆家賃が払えない	
○ 住居確保給付金	17
◆親の収入が減少し学費や仕送りが不安	
○ 修学支援新制度	18
◆ 県融資制度	19~20

県民のみなさまへ

令和2年2月27日版

～新型コロナウイルス感染症についての相談や受診の流れ～

発熱等の風邪症状がある方

まずは、かかりつけ医やお近くの医療機関に電話相談して下さい

次のような方は「帰国者・接触者相談センター」へ電話相談して下さい

- 流行地(中華人民共和国湖北省・浙江省、大韓民国大邱広域市・慶尚北道清道郡)とのつながりがある方
- 職場や旅行先等の状況で、新型コロナウイルス感染の不安がある方

受診

相談

かかりつけ医や、お近くの医療機関の指示に従い、マスクを着用するなどして受診して下さい

感染が疑われる場合

帰国者・接触者相談センター

感染が疑われる場合

感染が疑われる場合は、保健所が、帰国者・接触者外来に受診調整しますので、指示に従って下さい

原因不明の肺炎などは、医療機関から保健所に相談します

疑似症と診断された場合、検査や入院となります

次のいずれかの症状がある方で、まだ医療機関を受診していない場合は、重症化するリスクを避けるため、「帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

高齢者や基礎疾患等のある方※、妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合

※次のような方は、気になる症状があればかかりつけ医にご相談ください。

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

新型コロナウイルス感染症に関する 県民向け電話相談窓口について



■ 帰国者・接触者相談センター

次のような方は、こちらに電話相談して下さい。

- 流行地（中華人民共和国湖北省・浙江省、大韓民国大邱広域市・慶尚北道清道郡）とのつながりがある方
- 職場や旅行先等の状況で、新型コロナウイルス感染の不安がある方
- 風邪の症状や発熱が4日以上続いている、強いだるさや息苦しさがある方で、まだ医療機関を受診していない方 など

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-22-5510	平日 8:30~21:00 土・日・祝 10:00~16:00

「新型コロナウイルス感染症を疑う要件」に該当される方※は、夜間でも保健所での電話対応が可能です。

※「新型コロナウイルス感染症を疑う要件」とは次のア～エのいずれかです。（現時点での定義であり、今後変更する可能性があります。）

	症状	接触歴など
ア	発熱(37.5℃以上)または呼吸器症状	発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触した
イ	発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	発症前14日以内に中華人民共和国湖北省・浙江省、大韓民国大邱広域市・慶尚北道清道郡の渡航歴がある
ウ	発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	発症前14日以内に中華人民共和国湖北省・浙江省、大韓民国大邱広域市・慶尚北道清道郡滞在歴のあるものと濃厚接触をした
エ	渡航歴に関わらず、37.5℃以上の発熱かつ入院を要する原因不明の肺炎	

■ 相談窓口の電話番号(一般的な相談)

新型コロナウイルス感染症について一般的なご相談は、こちらの窓口にお電話ください。

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-8561	0742-22-5510	平日 8:30~17:15 土・日・祝 10:00~16:00
奈良市保健所 (最新の情報は奈良市ホームページでご確認下さい)	0742-95-5888	0742-34-2486	平日 8:30~17:15
	0742-95-5888	0742-34-2321	土・日・祝 10:00~16:00
奈良県郡山保健所	0743-51-0194	0743-52-6095	平日 8:30~17:15
奈良県中和保健所	0744-48-3037	0744-47-2315	平日 8:30~17:15
奈良県吉野保健所	0747-52-0551	0747-52-7259	平日 8:30~17:15
奈良県内吉野保健所	0747-22-3051	0747-25-3623	平日 8:30~17:15

最新の情報は、奈良県ホームページでご確認下さい。
(右のQRコードよりアクセス)

奈良県福祉医療部医療政策局



収入が大きく減った

○ 持続化給付金

フリーランスを含む個人事業主などが、外出の自粛や需要の落ち込みの影響を受け、売上げが大きく落ち込んでしまった時には、「持続化給付金」があります。

【返済の必要はありません】

この制度では、返済の必要がない給付金を受け取ることができます。ことし1月から12月までのいずれかの月に、売上げが去年の同じ月に比べて半分以上減少していることが条件です。支給額は売上げの減少に応じた算出方法で決まります。

【個人事業主は最大100万円】

フリーランスを含む個人事業主の場合は、上限は100万円です。

法人の中小企業や小規模事業者の場合は、上限は200万円です。

窓口が混雑するのを避けるため、原則としてネットを通じて申請してもらう方向で調整していて、国は5月の大型連休明けの給付開始を目指しています。

問い合わせ先は中小企業金融・給付金相談窓口です。

電話番号 0570-783183（平日・休日 午前9時～午後5時）

○ 傷病手当金

企業などで働く人が新型コロナウイルスに感染し、療養のため仕事を休み、収入が得られなくなった場合には「傷病手当金」を受け取れます。

【4日間以上仕事を休んだときに】

「傷病手当金」は、けがや病気で4日間以上仕事を休み、その間の収入が無くなったり十分な収入が得られなくなったりした場合に公的医療保険から受け取れる手当です。

新型コロナウイルスに感染した場合もちろん対象となりますが、検査で確認されていなくても感染が疑われる症状があるために自宅で療養したという場合も受け取れます。

【支給の対象は】

厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた措置として、医療機関を受診できず医師の意見書がない場合でも療養のために働けなかったことを証明する事業主の書類があれば、支給の対象として扱うことにしています。

ただし、職場でほかの人が感染したために休業した場合は対象とはなりません。濃厚接触者になった場合も、療養が必要な状態にならなければ対象とはなりません。

申請は通常、勤務先を通じて行います。制度や手続きについての詳細は、勤務先や加入している公的健康保険に問い合わせてください。どの公的健康保険に加入しているかはみなさんが持っている保険証に記されています。

収入が大きく減った

○ 生活福祉資金貸付制度

新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活費に困った時には、生活資金を借りられる「生活福祉資金貸付制度」があります。

【状況によって支援額が変わります】

この制度は「休業」と「失業」で個人が支援を受けられる資金の額が変わります。

- 「休業」などで収入が減少し一時的な資金が必要な人は最大で 10 万円を、このうち学校の臨時休校などの影響を受けた場合は最大 20 万円を、それぞれ借りられます。
- 「失業」などで生活の立て直しが必要な人は、単身なら月に最大 15 万円を、2人以上の世帯なら月に最大 20 万円を、それぞれ原則3か月間、無利子で借りられます。

【所得に関係なく利用できます】

「生活福祉資金貸付制度」は、生活保護の給付を受ける状況になる前に、国が低い利息で当座の生活費を貸し付け、再就職などに役立ててもらうためのもので、「第2のセーフティーネット」とも呼ばれています。

今回、新型コロナウイルスの影響で対象が拡大され、利用する場合には、所得に関係なく利用できるほか、返済までの期間が延長されました。

また、所得の減少が続き、住民税が非課税となる状況となった世帯については返済を免除するとしています。詳しくは最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。

○ 無利子・無担保の融資

フリーランスを含む個人事業主などが、外出の自粛や需要の落ち込みの影響を受け、収入が大きく落ち込んでしまった時には、「無利子・無担保の融資」があります。

【利子なし 担保なしでお金を借りられます】

新型コロナウイルス感染症特別貸付などの融資制度と特別利子補給制度をあわせて、実質的に無利子・無担保で融資を受けることができます。

【上限は 3000 万円】

中小企業などの資金繰りを支援するための制度で、フリーランスを含む個人事業主も対象となっていて、上限は 3000 万円となります。

収入が大きく減った

○ 公共料金の支払いは先延ばしが可能

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で公共料金の支払いが難しくなった場合、支払いを先延ばしすることもできます。いずれも、申し出が必要です。

【電気・ガス料金 2か月延長】

大手電力会社と大手ガス会社は、料金の支払い期限を1か月延長する対応をとっています。

また、料金の支払いが遅れた場合にただちに電気やガスが止められることがないように、政府は柔軟な対応を電気事業者等に要請しています。詳しくは、契約している電力会社やガス会社にご確認ください。

【電話料金 5月末まで延長】

NTT、KDDI、ソフトバンクの通信大手3社は、2月末以降の支払いとなっている携帯電話や固定電話の料金について、5月末まで支払い期限を延長しています。

いずれも対象となるのは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で収入が大きく減った人や、感染が確認されるなどして外出が難しく通常の支払いの手続きができない人などです。

各社は、今後の状況を見てさらに期限を延長する可能性もあるとしています。詳しくは契約している通信事業者にご相談ください。

【水道・下水道料金自治体に確認を】

水道・下水道の料金については、各自治体によって対応が異なります。東京都や横浜市では、最長4か月支払いを延長でき、その後についても、相談に応じるということです。お住まいの自治体のホームページなどでご確認ください。

○ 納税の猶予や減免

政府の緊急経済対策では税制面の対策も盛り込まれ、納税の猶予や減免なども受けられる場合があります。

【納税の猶予】

収入が大きく減ったフリーランスを含む個人事業主は、所得税や消費税などの国税の納付や、固定資産税など地方税の徴収が「1年間 猶予」されます。

対象となるのは、ことし2月以降の1か月以上にわたって、収入が、前年の同じ時期に比べ、20%以上減少するなどした場合です。

通常、納税や徴収を猶予する場合は、原則として、担保の提供が必要で、延滞税や延滞金も課されますが、今回は、特例として、いずれも免除されます。

猶予が認められれば、年金や健康保険などの社会保険料についても、同様に、支払いが猶予されます。

【固定資産税の減免】

売り上げの減少が続く個人事業主は、設備や建物にかかる固定資産税や都市計画税が、来年度(令和3年度)の1年分に限って「減免」されます。

ことし2月から10月までのうち、3か月間の売上高の減少幅が、前年の同じ時期に比べ30%以上50%未満の場合は「半額」、50%以上減少している場合は「全額」が、それぞれ「免除」されます。

収入が大きく減った

○ 休業手当

会社の都合で休業することになった労働者は、正規、非正規を問わず、「休業手当」を受け取ることができます。

労働基準法では、会社の都合で労働者を休業させた場合、会社は、平均賃金の6割以上の「休業手当」を支払わなければならないとされていて、厚生労働省は、平均賃金の全額を支払うことが望ましいとしています。

新型コロナウイルスの影響で休業させられた場合は、会社の都合での休業にあたるのか？ 厚生労働省は、在宅勤務の検討など休業を避けるための努力を尽くしていないケースでは会社の都合とされ、会社側に「休業手当」の支払い義務が生じることがあるとしています。

会社が発熱などの症状がある労働者を一律に休ませる措置をとっている場合なども、会社の判断で休業させたとして支払い義務が生じるということです。

また、緊急事態宣言が出ている地域で都道府県知事の要請を受けたために、労働者を休業させる場合でも支払い義務が生じるケースがあるとして、労働局や労働基準監督署に相談してほしいとしています。

ただし、厚生労働省は、「休業手当」の支払い義務が生じるかどうかに関係なく、労使がよく話し合っただけで労働者の不利益を避けるように努力することが大切だとしています。

「休業手当」が受け取れるかについてはそれぞれの勤務先にご確認ください。申請の受け付けは飲食店が所在する地域を管轄する税務署です。詳しくは、税務署にお問い合わせください。



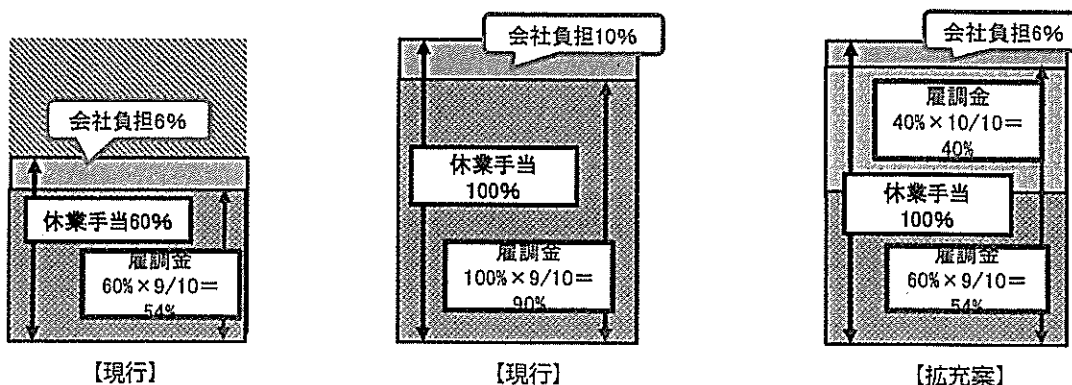
雇用調整助成金の更なる拡充について

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られる中で、経済活動に急激な影響が及ぶとともに、長期にわたる休業が求められており、労働者の雇用を維持し、その生活の安定を確保することが重要。
- ◆ このため、支払能力の乏しい企業においても、労働基準法上の基準(60%)を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、以下の拡充を行う。

拡充1. 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10/10とする。

※ 教育訓練を行わせた場合も同様



【現行例】 $8,330円 \times 60\% = 4,998円$ (会社負担 449円、国4,048円)

↑ [平均賃金] ↑ [60~100%]

↑ 9/10助成 【解雇のない場合】

【拡充例】 $8,330円 \times 100\% = 8,330円$ (会社負担499円、国7,831円)

↑ 【100%に限る】 ↑ 8,330円を上限に会社負担が変わらず平均賃金の100%を保証

拡充2. 1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること

○ 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること 1労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること 2上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること(支払率60%以上である場合に限る)

※ 教育訓練を行わせた場合も同様

適用日 令和2年4月8日以降の休業等に遡及 (4月8日以降の期間を含む支給単位期間に適用)

※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

仕事を失った

○ 生活福祉資金貸付制度

新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活費に困った時には、生活資金を借りられる「生活福祉資金貸付制度」があります。

【状況によって支援額が変わります】

この制度は「休業」と「失業」で個人が支援を受けられる資金の額が変わります。

① 「休業」などで収入が減少し一時的な資金が必要な人は最大で10万円を、このうち学校の臨時休校などの影響を受けた場合は最大20万円を、それぞれ借りられます。

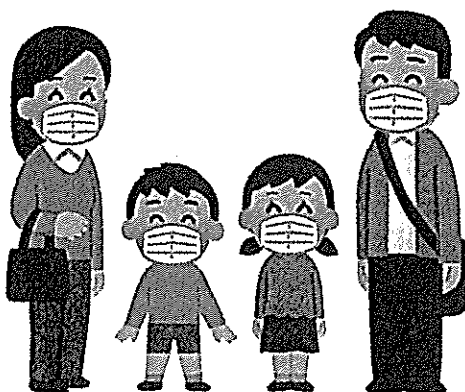
② 「失業」などで生活の立て直しが必要な人は、単身なら月に最大15万円を、2人以上の世帯なら月に最大20万円を、それぞれ原則3か月間、無利子で借りられます。

【所得に関係なく利用できます】

「生活福祉資金貸付制度」は、生活保護の給付を受ける状況になる前に、国が低い利息で当座の生活費を貸し付け、再就職などに役立ててもらうためのもので、「第2のセーフティーネット」とも呼ばれています。

今回、新型コロナウイルスの影響で対象が拡大され、利用する場合には、所得に関係なく利用できるほか、返済までの期間が延長されました。

また、所得の減少が続き、住民税が非課税となる状況となった世帯については返済を免除としています。詳しくは最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。



子どもが休校で働けない

○学校等休業助成金・支援金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休校で、仕事を休まざるを得なくなった保護者ために、休みの間の給与を助成金や支援金で支える制度があります。

【雇用されている人】 P13.14

小学校や幼稚園、保育所などの臨時休校で子どもの面倒を見るために仕事を休まざるを得なくなった保護者が、令和2年2月27日から6月30日までの間年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得した場合、日額8330円を上限に勤務先の会社を助成する制度があります。

※この制度を利用するには、保護者が会社に申し出て、会社側から申請書を出すことになっています。（申請期間は9月末まで）

※試算例 P15

【個人事業主の人】 P16.17

フリーランスで働く保護者には、一定の条件を満たした場合、日額4100円の支援金を受けられる制度があります。

※この制度を利用するには、保護者自身が申請を行うことになっていて、申請書は厚生労働省のホームページから印刷できます。（申請期間は9月末まで）

※試算例 P18

学校等休業助成金・支援金相談コールセンター

TEL0120-60-3999



新型コロナウイルス感染症による

小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！**

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

※詳細は裏面をご参照ください

➔ 事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を上限とする）

申請期間：令和2年9月30日までです。

*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。

*事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、

子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

(ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども

(イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)

(ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

土日・祝日に取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日（※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外）
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・元々の休日にかかわらず、令和2年2月27日から同年6月30日までの間は全ての日が対象

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象となります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

■ 月給の方

氏名		天理 太郎		雇用保険 被保険者番号		事業所名				天理市支店		
(1)賃 金 形態	(2)通常の賃金額	(3)1か月の 所定労働日 数 (日)	(4)1日の所 定労働時間 (時間)	(5)日額換算 賃金額(円)	(6)日額換算 賃金額(円) (調整後)	(7)時間額換算額(円) (5)÷(4)	合計付与有給休暇日数 (8)	(9)	(10)合計日数総額 (6)×(8)	(11)合計時間総額 (7)×(9)	(12)合計時間総額 (調整後)	(13)支払い賃金額に 相当する額(円) (10)+(12)
月給 制	250,000 円	20 日	8 時間	12,500 円	8,330 円	1,563 円	20 日と 7 時間		166,800 円	10,941 円	8,330 円	174,930 円

天理太郎さんの場合 12,500円×20日+10,941円=260,941円のうち174,930円が国からの助成金として支払われる事になります。

■ 日給の方

氏名		天理 花子		雇用保険 被保険者番号		事業所名				天理支店		
(1)賃 金 形態	(2)通常 の賃金額	(3)1か月の 所定労働日 数 (日)	(4)1日の所 定労働時間 (時間)	(5)日額換算 賃金額(円)	(6)日額換算 賃金額(円) (調整後)	(7)時間額換算額(円) (5)÷(4)	合計付与有給休暇日数 (8)	(9)	(10)合計日数総額 (6)×(8)	(11)合計時間総額 (7)×(9)	(12)合計時間総額 (調整後)	(13)支払い賃金額に 相当する額(円) (10)+(12)
日給 制	10,000 円	15 日	6 時間	10,000 円	8,330 円	1,667 円	18 日と 3 時間		149,440 円	5,001 円	5,001 円	154,441 円

天理花子さんの場合 10,000円×15日+5,001円=185,001円のうち154,441円が国からの助成金として支払われる事になります。

■ 時給の方

氏名		天理 次郎		雇用保険 被保険者番号		事業所名				天理支店		
(1)賃 金 形態	(2)通常 の賃金額	(3)1か月の 所定労働日 数 (日)	(4)1日の所 定労働時間 (時間)	(5)日額換算 賃金額(円)	(6)日額換算 賃金額(円) (調整後)	(7)時間額換算額(円) (5)÷(4)	合計付与有給休暇日数 (8)	(9)	(10)合計日数総額 (6)×(8)	(11)合計時間総額 (7)×(9)	(12)合計時間総額 (調整後)	(13)支払い賃金額に 相当する額(円) (10)+(12)
時給 制	850 円	20 日	6 時間	5,100 円	5,100 円	850 円	15 日と 4 時間		76,500 円	3,400 円	3,400 円	79,900 円

天理次郎さんの場合 76,500円+3,400円=79,900円のうち79,900円が国からの助成金として支払われる事になります。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】

- 令和2年2月27日から6月30日までの間において、
就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)

【申請期間】

- 令和2年9月30日までです。

【支援の対象となる方】 ※ (1) ~ (4) のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

(2) 対象期間中に、①又は②の子どもの世話をを行うこと

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

- 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、小学校等が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

- 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

- ② 新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども

ア 新型コロナウイルスに感染した子ども

イ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども

(発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者)

ウ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。
契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

○ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容 など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設 など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日、開始日と終了日 など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
- ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

○ 業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み等）ではないこと

※ ただし、上記(2)②の子ども（感染者等）の世話をを行う場合は、臨時休業にかかわらず、小学校等の開校日、休校が予定されていた日でも、対象になります。

【 3月 】

日付	2月27日	2月28日	2月29日	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日
小学校等休業日					○	○	○	○	○			○
仕事を取りやめた日						○		○				
支給対象日					-	◎	-	◎	-			-

日付	3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日
小学校等休業日	○	○	○	○			●	●	●	●		
仕事を取りやめた日		○		○			○	○	○	○		
支給対象日	-	◎	-	◎			◎	◎	◎	◎		

日付	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日	3月30日	3月31日	支給対象日(数)
小学校等休業日											8日 (◎の日数)
仕事を取りやめた日											
支給対象日											

支給申請額 8日 × 4,100円 = 32,800円
(2月~3月) (2月~3月支給対象日)

- 小学校等休業日 ... 土日祝日など閉校日等を除いた小学校等の臨時休業日等の日(従来の善休みは除く)を○
- 仕事を取りやめた日 ... ①コロナウイルスに感染した子供 ②発熱等の風邪の症状がある子ども ③コロナウイルス感染者と濃厚接触された子ども ④医療的ケアが日常的に必要な等の子どもを●
- 仕事を取りやめた日 ... コロナウイルス感染症に感染した等の子どもの世話をするために、業務委託契約書等に基づく仕事を取りやめた日を◎

家賃が払えない

○ 住居確保給付金

休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない人には、国や自治体が家賃を支給する「住居確保給付金」という制度があります。

【休業による収入減少も対象に】

これまで離職や廃業で仕事を失ってから2年以内の人が対象でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、休業などで収入が減った人も受け取れるようになり、4月20日から受け付けが始まります。

世帯の生計を支えていたものの仕事を失ったり収入が減ったりした人が対象で、給付を受け取れる期間は、原則3か月間、最长で9か月間です。

世帯収入と預貯金に一定の基準が設けられていて、地域によって異なります。

例えば東京23区では

● 2人世帯の場合、月収19万4000円、預貯金78万円以下という基準が設けられていて、毎月6万4000円を上限に支給されます。

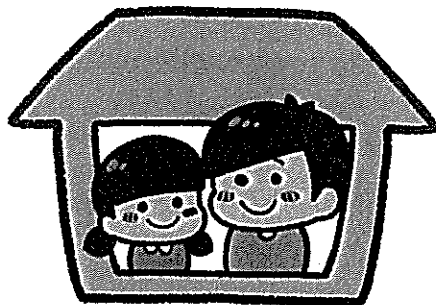
● 単身世帯の場合、月収13万7700円、預貯金50万4000円以下という基準が設けられていて、毎月5万3700円を上限に支給されます。

失業や離職した人などは、「ハローワークを通じて求人の申し込みをしている」ことなどが条件となります。申請には、次の書類や資料が必要です。

- 運転免許証などの本人確認ができる書類
- 失業中であることを証明する書類
- 世帯収入や預貯金が確認できる資料など

【必要書類は「自立相談支援機関」に確認を】

ただ、自治体によって必要な書類や資料が異なり、全国およそ1300か所に設置されている「自立相談支援機関」などに事前に確認する必要があります。最寄りの「自立相談支援機関」は、厚生労働省や都道府県のホームページで確認できます。



親の収入が減少し学費や仕送りが不安

○修学支援新制度

新型コロナウイルスの感染拡大により、家計が急変した学生や短大生、それに、高等専門学校などに通う学生には、授業料の減免や、給付型の奨学金が支給される「修学支援新制度」があります。

【申請に必要なものは】

家計を支える父母などが、新型コロナウイルスの影響で失職したり、収入が減ったりした場合を想定していて、災害時のり災証明書の代わりに、国や自治体を実施する公的支援の受給証明書などが必要です。

【申請はいつでも可能】

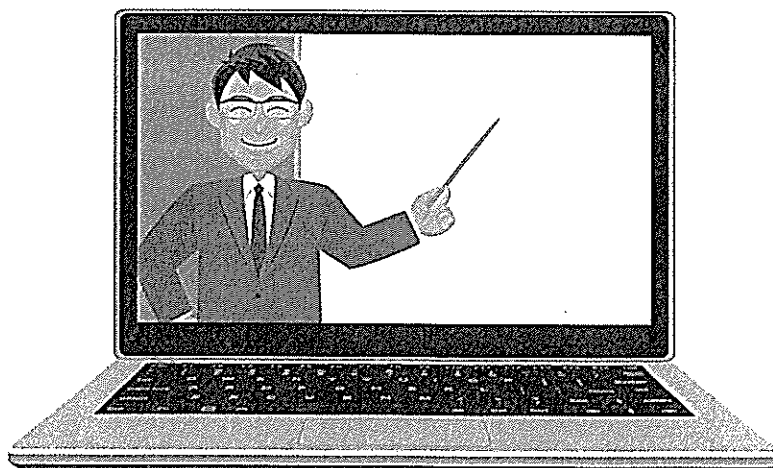
申請はいつでも可能で、申し込みの案内を学校で受け取り、必要な書類をそろえて提出します。

奨学金は、インターネットで申し込むということで、認定されれば、速やかに支給されるということです。このほか、貸与型の奨学金もあります。

問い合わせは各学校の奨学金窓口のほか、日本学生支援機構の奨学金相談センターで平日の午前9時から午後8時まで受け付けています。

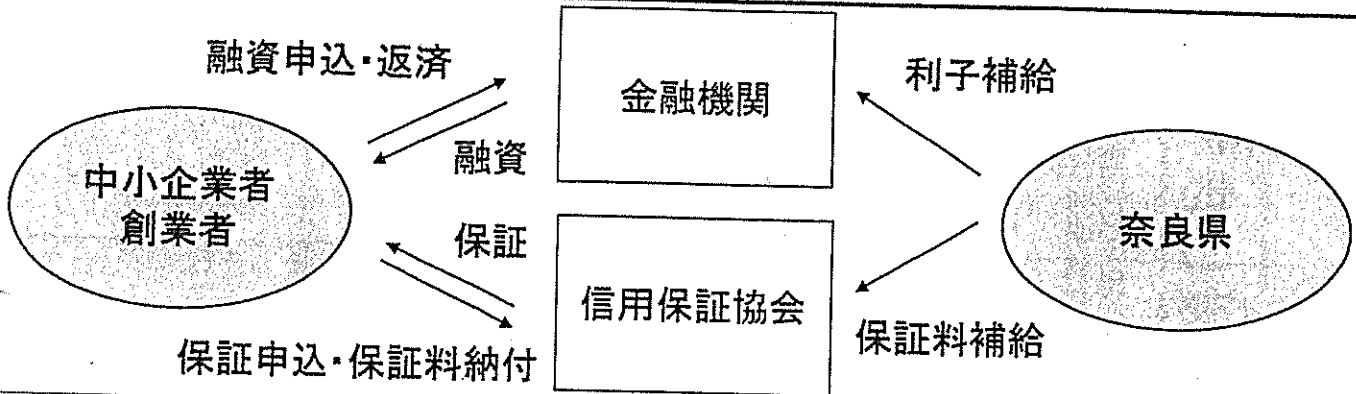
日本学生支援機構 奨学金相談センター

0570-666-301



制度融資とは

制度融資とは、融資条件（利率・融資限度額など）を奈良県が定め、奈良県信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が利子と保証料の一部又は全部を負担し、金融機関と奈良県信用保証協会の協力を得ることにより、中小企業の皆様が資金調達される際の負担軽減を図ることを目的としています。



融資の対象となる方

- 県内に事業所を有し、現に事業を営んでいる、県税に滞納のない中小企業者
- これから県内で新たに事業を始めようとする、県税に滞納のない中小企業者
- これから県内で新たに中小企業者として創業しようとする者

○中小企業者

■会社、個人事業者（資本金または従業員数のどちらかの要件を満たしていること）

業種	資本金	従業員数		業種	資本金	従業員数
		小規模企業者				
製造業等（建設業・運輸業含）	3億円以下	300人以下	20人以下	ゴム製品製造業 <small>（自動車または航空機用タイヤ及びタイヤ製造業並びに工業用タイヤ製造業を除く）</small>	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下	情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下				

■特定非営利活動法人(NPO)

業種	従業員数	小規模企業者	
製造業等（建設業・運輸業含）	300人以下	20人以下	
卸売業	100人以下	5人以下	
小売業	50人以下	5人以下	
サービス業	100人以下	5人以下	

【特定非営利活動法人(NPO)の方がご利用いただけない資金】

- ・創業支援資金
- ・創業支援資金【認定枠】
- ・創業支援資金【南部・東部枠】
- ・女性・若者・シニア・U17ターン創業支援資金
- ・創業支援資金【飲食店認定枠】
- ・創業支援資金【宿泊施設認定枠】
- ・事業承継支援資金
- ・再生支援資金
- 【経営承継関連保証型】
- ・小規模企業者支援資金

■組合

…法律に基づいて設立された、事業協同組合、協業組合、商工組合等及びその連合会



川口 のぶよし

事務所 〒632-0064 奈良県天理市海知町548番地
Tel.0743-67-0212 Fax.0743-67-1660
緊急連絡先 090-5362-6595

天理郵便局
料金別納
郵便

--	--	--	--	--	--	--

Go Challenge!
つながる良くなる天理!

川口のぶよし

事務所 〒632-0064 奈良県天理市海知町548番地
Tel.0743-67-0212 Fax.0743-67-1660
緊急連絡先 090-5362-6595



政務活動費備品台帳(令和2年度)

議員名: 川口 延良

番号	名称	規格・機種	数量	取		得		処 分 の 状 況			保管場所	備考 (購入先)
				単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	年月日	価格	処分の内容	年月日		
1	タブレット一式	ipad	1	96,536	96,536	令和2年6月24日					事務所等	ヤマダデンキ
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
年度計												

- 注
- 1 1件の取得価格が8万円以上(消費税込み)の備品の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
 - 2 年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出することとする。
 - 3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
 - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 - 6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。